



令和5年9月29日

玖珠九重行政事務組合未払い案件に関する職員の処分について

令和3年度、4年度に当町から玖珠九重行政事務組合に派遣していた職員1名の懲戒処分を行いました。

事業者をはじめ玖珠九重町民の皆さまの信頼を失墜させ、多大なご迷惑をお掛けしましたことを、心よりお詫び申し上げます。

今回の事態を重く受け止め、不祥事の再発防止に向けて一層の努力を重ねるとともに、町民の皆さまの信頼回復に取り組んで参ります。

玖珠町長 宿利 政和

記

処分内容

- (1) 当該職員 農林課 主査 46歳
- (2) 処分年月日 令和5年9月28日
- (3) 処分量定 減給10分の1(1か月)
- (4) 事案の概要 地方自治法第234条及び玖珠町契約規則違反
玖珠九重行政事務組合に派遣されていた令和3年度及び4年度の委託事務を契約から支払いまで履行していなかった。

【問い合わせ先】

玖珠町役場 総務課 総務班 担当 秦
〒879-4492 大分県玖珠郡玖珠町大字帆足 268 番地の5
TEL 0973-72-1111 / FAX 0973-72-0810